

(別添 1)

介護テクノロジー導入支援事業実施要綱

1 目的

今後、介護サービスの需要が更に高まる一方、生産年齢人口が急速に減少していくことが見込まれる中で、介護人材の確保は喫緊の課題である。

こうした状況を踏まえ、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備など、職場環境の改善を図るため、介護サービス事業者が介護ロボットやICT機器等の介護テクノロジーを導入するための経費に対し助成する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

3 対象となる事業所・施設等

以下の介護事業所・介護施設等を対象とする。(以下「介護事業所等」という。)

- ・介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所（訪問介護事業所や居宅介護支援事業所を含む。）
- ・老人福祉法に基づく養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

4 事業内容

(1) 介護ロボットの導入支援

現在市場化されつつある新たな技術を活用した介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効であるとともに、介護サービスの質の向上を図るものであるため、介護事業所が介護ロボットを導入する際の支援を行う。

ア 対象経費

次の i から iii の全ての要件を満たす介護ロボットを導入する際の経費を対象とする。

i 目的要件

経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当し、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること（それぞれの定義については、別添を参照されたい。）。

ii 技術的要件

次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。

- ・ロボット技術(※)を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット
※ ①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う介護ロボット

- ・経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成 25

年度～平成 29 年度)、「ロボット介護機器開発・標準化事業」(平成 30 年度～令和 2 年度)、「ロボット介護機器開発等推進事業(開発補助)」(令和 3 年度～令和 6 年度)、「介護テクノロジー社会実装のためのエビデンス構築事業(開発補助)」(令和 7 年度～)において採択された介護ロボット(「重点分野 9 分野 16 項目の対象機器・システムの開発」に限る。)

iii 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

【留意事項】

- ・ 介護ロボットの導入に伴う 1 回当たりの限度台数については、都道府県が必要と認める台数とする。

イ 補助額

補助対象となる事業所ごとに、次の(ア)及び(イ)により、算出された金額で補助を行う。

(ア) 補助率

1 機器につき、4(1)アに該当する経費の実支出額に次の表 1 第 1 欄の区分ごとに、第 2 欄に定める補助率を乗じた額を算出する。

表 1

1 区分	2 補助率
入所・泊まり・居住系サービスの場合は以下①～③の要件を満たす、それ以外のサービス種別の場合は以下②～③の要件を満たす介護事業所等に補助する場合 ① 見守りセンサー、インカム・スマートフォン等の ICT 機器、介護記録ソフトの 3 点を活用していること ② 従前の介護職員等の人員体制の効率化を行っていること ③ 利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること	4 分の 3 を下限に各都道府県が設定した率
上記以外の事業所に補助する場合	2 分の 1 を下限に都道府県が設定した率

(イ) 基準額

4(1)イ(ア)で算出した額と、次の表 2 の第 1 欄に定める対象経費に応じた第 2 欄の基準額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

表 2

1 対象経費の種類	2 基準額
・ 介護ロボットのうち、 「移乗支援(装着型・非装着型)」 「入浴支援」	1 0 0 万円
上記以外の介護ロボット	3 0 万円

(2) ICT等の導入支援

介護ソフトなどのICT化は、特に介護記録・情報共有・報酬請求等の業務の効率化を図るとともに、介護サービスの質の向上を図るものであるため、介護事業所がICT等を導入する際の支援を行う。

【留意事項】

- ・ 本事業の補助対象となるICT機器等は、研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であるが、本事業で補助したタブレット端末等に、事業所において独自開発した介護ソフトについて、動作の安定性やサポート体制を確認した上で、インストールして使用しても差し支えない。ただし、本事業の補助を事業所が独自開発する介護ソフト等の開発に充てることは認められない。

ア 対象経費

(ア) 介護ソフト等

「ケアプランデータ連携標準仕様」の対象となる介護サービス事業所については以下のi及びiiを、それ以外の介護サービス事業所についてはiを満たす介護ソフトであること。

また、以下のiを満たした上で、以下のiiiの機能を有するソフトウェアについても補助対象とする。

- i 介護事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。）請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること（転記等の業務が発生しないこと）。
- ii ケアプランデータ連携標準仕様の連携対象となる介護サービス事業所の場合、最新版のケアプラン連携標準仕様に準拠し、サービス類型に応じて①、②の両方のCSVファイルの出力・取込機能を実装した介護ソフトであること。なお、「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであること。

①居宅サービス計画書

○：必要 -：不要

	居宅介護支援事業所		居宅サービス事業所	
	出力	取込	出力	取込
A 利用者補足情報	○	-	-	○
B-1 居宅サービス計画1表	○	-	-	○
B-2 居宅サービス計画1表_削除（任意）				
C 居宅サービス計画2表	○	-	-	○

- ・ 取込機能は、居宅サービス事業所が作成する個別援助計画、福祉用具サービス計画書等の文書に自動反映されることを想定している。

②サービス利用票（提供票）

○：必要 -：不要

	居宅介護支援事業所		居宅サービス事業所	
	出力	取込	出力	取込
D 利用者補足情報	○	-	-	○
E 第6表（サービス利用票）予定	○	-	-	○
F 第6表（サービス利用票）予定削除				
G 第6表実績情報	-	○	○	-
H 第6表実績情報削除				
I 第7表（サービス利用表別表）	○	-	-	○

- ・取込機能は、居宅サービス事業所が管理するサービス提供予定情報、居宅介護支援事業所が作成するサービス利用票（提供票）の実績情報が自動反映されることを想定している。

iii 以下のいずれかを対象とする。

- ①「入退院時情報連携標準仕様」を実装したソフトウェア
- ②「訪問看護計画等標準仕様」を実装したソフトウェア
- ③厚生労働省が別途定める方式による財務諸表のデータ出力機能を有するソフトウェア

【留意事項】

- ・各種標準仕様の掲載先 (<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html>)
- ・対象経費については、介護ソフトを新たに導入する際の費用に加え、既に使用している介護ソフトについて、i、ii又はiiiの補助要件を満たすための改修、令和3年10月20日付事務連絡「科学的介護情報システム（LIFE）と介護ソフト間におけるCSV連携の標準仕様について（その3）」（以下「LIFE標準仕様」という）に対応するための改修に要する費用についても対象経費として差し支え無い。
- ・iの補助要件は、複数のソフトウェアを連携させることにより実現する場合も要件を満たすものとする。
- ・タブレット端末等による音声入力機能等、職員の入力負荷軽減の機能が実装されている介護ソフトを推奨する。

(イ) タブレット情報端末

タブレット情報端末等、専ら介護ソフトを使用するための端末であって、介護に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなどICT技術を活用したものであること。

ただし、持ち運びを前提にせず事業所に置くパソコンやプリンター等の端末は対象外とする。

なお、タブレット情報端末等を導入する際にあっては、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用すること（補助目的外の使用の防止及

び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示（シール等による貼付）を行うなど事業所において工夫すること）。

（ウ）通信環境機器等

4（2）ア（ア）又は（イ）を利用するにあたり必要な Wi-Fi ルーター等、Wi-Fi 環境を整備するために必要な機器（機器の購入・設置のための費用）。ただし、通信費は対象外とする。

（エ）保守経費等

クラウドサービス、保守・サポート費、セキュリティ対策、ICT 導入に関する他事業者からの照会等に応じた場合の経費など。

（オ）その他

業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などのバックオフィス業務の効率化を図るソフトウェアの導入や、電子上での契約書の作成や署名を行うことができる電子サインシステム、AI を活用したケアプラン原案の作成支援ソフトに係る経費（毎月支払う介護ソフトの利用料やリース費用、保守・サポート費用も対象とする）。

なお、当該年度の補助を含め、一気通貫本事業の活用の有無を問わず、転記等の業務が発生しないことの環境が実現できている場合に限り補助対象とする。

イ 補助額

補助対象となる事業所ごとに、次の（ア）及び（イ）により算出された金額で補助を行う。

（ア）補助率

4（2）ア（ア）～（オ）に定める対象経費の実支出額の合計に表 3 の第 1 欄に定める補助対象となる事業所の区分ごとに、第 2 欄に定める補助率を乗じた額を算出する。

表 3

1 区分	2 補助率
在宅系サービスの場合は以下①の要件を満たす、それ以外のサービス種別に補助する場合は以下②・③のいずれかの要件を満たす介護事業所に補助する場合 ① 「ケアプランデータ連携システム」等を利用し、かつデータ連携を行う相手となる事業所が決定していること（※1）。 ② LIFE 標準仕様に準じて介護ソフトから出力された CSV ファイルを、LIFE の CSV 取込機能により LIFE にデータを提供している又は提供を予定していること（※2）。 ③ 文書量半減を実現させる導入計画となっていること（※3）	4 分の 3 を下限に都道府県が設定した率
上記以外の場合	2 分の 1 を下限に都道府県が設定した率

- ※1 「ケアプランデータ連携システム」等を利用し、かつデータ連携を行う相手となる事業所が決定していること（業務改善計画により具体的なデータ連携の内容、連携先、連携方法等を確認すること）。なお、ここでいう「データ連携」は、公益社団法人国民健康保険中央会が運用する「ケアプランデータ連携システム」等のデータ連携サービスを利用し、異なる介護ソフトベンダーのユーザー間で居宅サービス計画書やサービス利用票のデータ連携を行う場合を想定している。
- ※2 LIFE 標準仕様に準じて介護ソフトから出力された CSV ファイルを、LIFE の CSV 取込 機能により LIFE にデータを提供している又は提供を予定していること（業務改善計画により LIFE の利用申請を行っていることを確認すること。なお、LIFE への登録については、データ入力に係る負担を軽減する観点から、LIFE の CSV 取込機能を活用すること）。
- ※3 文書量半減を実現させる導入計画となっていること（業務改善計画により、半減させる文書の種類や具体的な枚数等が明示されていることを確認すること。文書の種類や効果検証の方法等については、「介護サービス事業所における ICT 機器・ソフトウェア導入に関する手引き Ver. 2」を参考にされたい）。

(イ) 基準額

4(2)イ(ア)で算出した額と、表4の第1欄に定める職員数(※1～※3)に応じた第2欄の基準額を比較して、少ない方の額を補助額とする。

なお、職員数により合計金額が変動しない場合は一律250万円を基準額とする。

表4 基準額

1 職員数	2 基準額
1名以上10名以下	100万円
11名以上20名以下	150万円
21名以上30名以下	200万円
31名以上	250万円

- ※1 職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。
- ※2 職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）としても差し支えない。
- ※3 職員数の区分については、過年度に交付した際と当該年度申請時点の職員数（常勤換算）で少ない方の区分により算定する。

(3) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援

介護ロボットや ICT 機器等を複数組み合わせる導入する介護事業所に対して、介護テクノロジーのパッケージ型の導入支援を行う。

ア 対象経費

(ア) 介護テクノロジーのパッケージ型による導入

4 (1) 及び (2) で定める対象経費に該当するもので、複数のテクノロジーを組み合わせる導入する場合に必要な経費を対象とする。

【留意事項】

- ・ 介護ロボットのメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。

(イ) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費として次を対象とする。

- i Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等）
- ii 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型等の Wi-Fi 非対応型のインカムを含む。）
- iii 介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費（介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む）、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等）

【留意事項】

- ・ 介護ロボットのメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。

イ 補助額

補助対象となる事業所ごとに、次の（ア）及び（イ）により、算出された額以内の金額で補助を行う。

(ア) 補助率

1 事業所につき、4 (2) ア（ア）及び（イ）に該当する経費の実支出額の合計に次の表 5 の第 1 欄に定める区分ごとに、第 2 欄に定める補助率を乗じた額を算出する。

表 5

1 区分	2 補助率
4（1）イ（ア）、4（2）イ（ア）に定める「4分の3を下限に都道府県が設定した率」の要件をいずれも満たすこと。なお、4（2）イ（ア）のそれ以外のサービス種別に該当する要件（②・③）はいずれも満たすこと。	4分の3を下限に都道府県が設定した率
上記以外の事業所に補助する場合	2分の1を下限に都道府県が設定した率

【留意事項】

- ・ 補助対象経費には、リース費用も含むが、当該年度中に係る経費のみが対象となる。

（イ）基準額

4（3）イ（ア）で算出した額と、基準額 400 万～1,000 万円とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

（4）導入支援と一体的に行う業務改善支援

介護事業所等が生産性向上に向けた課題解決につなげ、介護テクノロジーの活用を継続的に行えるようにするため、4（1）～（3）により介護テクノロジーを導入する場合は、以下のア又はイに掲げる支援を受けることを要件とし、対象費用について補助を行う。

ア 対象経費

（ア）コンサルティング会社等による業務改善支援

生産性向上ガイドラインに基づき、生産性向上に係る支援について知識・経験を有する第三者から、本事業による介護テクノロジーの導入に際し、個別の契約に基づき、①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価（導入後の定着支援を含む）等の支援を受けること。また、支援を受けるための費用を補助対象とする。

なお、メーカーや販売店等による機器の操作説明は対象としないこととする。

（イ）介護生産性向上総合相談センター等による業務改善支援

介護生産性向上推進事業（地域医療介護総合確保基金）を活用して都道府県が設置する介護生産性向上総合相談センターや厚生労働省委託事業「都道府県における生産性向上の取組に関する調査及び普及支援（中央管理事業）並びに 2025 年日本国際博覧会設営等事業」の相談窓口が実施する研修を受講すること。なお、本研修とは別に 6（1）に定めるとおり、介護生産性向上総合相談センターや相談窓口へ相談することとする。

また、介護生産性向上総合相談センターや厚生労働省委託事業の相談窓口が実施する研修はそれぞれの事業において費用負担することとするが、都道府県が独自で実施する研修の受講に必要な費用については本事業の補助対象として差しつかえない。

イ 補助額

補助対象となる事業所ごとに、45万円と実支出額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

5 補助要件等

4(1)～(3)を実施する場合、次に掲げる(ア)～(キ)を満たすことを補助要件とする。

(ア) 本事業による導入・活用により、業務の改善・効率化等が進められ、職員の業務負担軽減やサービスの質の向上など生産性向上が図られるとともに、収支の改善が図られた場合には、職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること(「6 業務改善計画の作成及び効果の報告・公表」の効果の報告により確認する)。

(イ) 独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が実施する「SECURITY ACTION」(※)の「★一つ星」又は「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、最新版の厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考にする。

※ SECURITY ACTION について

独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が実施する中小企業・小規模事業者等自らが、情報セキュリティ対策に取り組むことを自己宣言する制度。

・「SECURITY ACTION」の概要説明

(掲載先：<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/>)

・「新5分でできる！情報セキュリティ自社診断」

(掲載先：<https://www.ipa.go.jp/files/000055848.pdf>)

(ウ) 厚生労働省が発行する以下の資料を参考に業務改善に取り組み、「6 業務改善計画の作成及び効果の報告・公表」に基づき、業務改善計画を作成すること。

・介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン

(掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei-information.html>)

・介護サービス事業所におけるICT機器・ソフトウェア導入に関する手引き

・介護ソフトを選定・導入する際のポイント集

(掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html>)

・介護ロボット等のパッケージ導入モデル

(掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001491486.pdf>)

・介護現場で活用されるテクノロジー便覧

(掲載先：https://www.nttdata-strategy.com/services/lifevalue/docs/r03_add16_02jigyohokokusho.pdf)

(エ) 補助を受けた事業所は、「科学的介護情報システム(Long-term care Information system For Evidence; LIFE(ライフ))。以下「LIFE」という。)

による情報収集に協力すること。なお、本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報収集に協力すること。

(オ) 補助を受けた事業所は、厚生労働省等が実施する効果検証事業等に可能な限り協力すること。(厚生労働省等から補助事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合がある。)

(カ) 以下サービスについては、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（名称は問わない。）を設置すること。

(参考) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会のポイント・事例集

(掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283606.pdf>)

- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
- 特定施設入居者生活介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
- 地域密着型介護老人福祉施設
- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護

(キ) 以下サービスについては、令和7年度内に、「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始すること。

- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 通所介護
- 通所リハビリテーション
- 福祉用具貸与
- 居宅療養管理指導（ケアプランデータ連携を行う計画となっている場合に限る）
- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
- 夜間対応型訪問介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- 認知症対応型通所介護
- 地域密着型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 特定施設入居者生活介護（短期利用）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）
- 認知症対応型共同生活介護（短期利用）
- 居宅介護支援
- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防通所リハビリテーション
- 介護予防福祉用具貸与
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護
- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用）
- 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）
- 介護予防支援
- 訪問型サービス（みなし）
- 訪問型サービス（独自）
- 訪問型サービス（独自／定率）
- 訪問型サービス（独自／定額）
- 通所型サービス（みなし）
- 通所型サービス（独自）
- 通所型サービス（独自／定率）
- 通所型サービス（独自／定額）

6 業務改善計画の作成及び効果の報告・公表

（１）業務改善計画の作成

4（１）、（２）又は（３）の補助を受ける介護事業所は、業務改善計画を作成するものとし、申請先の都道府県及び厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室に、当該計画を提出する。具体的な計画内容や提出方法、報告期限等の詳細については、別途通知する。

なお、当該計画の作成や取組の実施にあたって、原則、厚生労働省委託事業「都道府県における生産性向上の取組に関する調査及び普及支援（中央管理事業）並びに 2025 年日本国際博覧会設営等事業」の相談窓口や介護生産性向上総合相談センターに相談すること。

（２）業務改善に係る効果の報告

4（１）、（２）又は（３）の補助を受けた介護事業所は、補助を受けた年度の内容を当該年度の翌年度に、申請先の都道府県及び厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室に、業務改善効果等を報告するものとし、

補助を受けた翌年度から3年の間、補助を受けた事業所において当該計画で定めた内容に対する効果を確認するための報告を求めることとする。

具体的な報告内容や報告方法、報告期限等の詳細については、別途通知する。

7 事業実施にあたっての留意事項

- (1) 「福祉用具情報システム」((公財) テクノエイド協会が提供。以下、「TAIS」という。) で「介護テクノロジー」として選定された機器は、原則として補助対象とする。

＜福祉用具情報システム＞

(掲載先：<https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php>)

※TAIS に公表されていない機器等であっても、対象として差し支えない。

- (2) 補助対象となる施設・事業所等は3に規定するとおりであり、サービス種別等で制限することがないように留意する。

- (3) 補助にあたっては、実際の利用場面を十分に勘案して適正な補助を行う。

- (4) 令和6年度補正予算「令和7年度(令和6年度からの繰越分)介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた職場環境改善事業」や経済産業省が実施している「IT導入補助金」等、他の補助金等によって助成されているものについては、本事業の補助対象外とする。

- (5) 介護事業所との補助金の交付事務にあたり、様式の簡略化等、介護事業所の負担軽減を図るよう留意する。

- (6) 介護事業所の業務効率化の観点から、本事業により導入したタブレット端末等に、事業所が既に所有する既存のソフトウェア等をインストールし、記録業務・情報共有業務・請求業務に加えて補助的にバックオフィス業務で利用することや、テレビ会議システム等を用いて離れた場所にいる利用者家族等が利用者と面会を行う際に本事業で導入したタブレットを利用すること等は差し支えない。

- (7) 介護事業所が希望する介護ソフトがケアプランデータ連携標準仕様やLIFE標準仕様に対応していることを介護事業所や都道府県が確認する手段として、以下の方法が想定されるところであるので、適切に運用されたい。

- ・ 事業所が導入に先立ち、見積書やカタログ、取扱説明書等の資料をベンダーから入手する際、同時に「(参考様式) LIFE CSV 取込機能への対応状況確認書」の提出を求め、事業所・都道府県が当該機能の有無を確認する。

- ・ ケアプランデータ連携システムを構築・運用する公益社団法人国民健康保険中央会のHPに掲載されている、同システムのベンダー試験結果及び厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」により、同システムにおいてやり取りされるケアプランデータ標準仕様に準じたCSVファイルの入出力機能を実装した介護ソフトであるかを確認する。

また、いずれの情報にもない製品が申請された場合は、当該ベンダーに対し、厚生労働省の調査への回答を促すこと。

ケアプランデータ連携標準仕様ベンダーテスト HP

(掲載先 : <https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/>)

厚生労働省 介護ソフトの機能調査 HP

(掲載先 : https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/kaigo_kinou)

※調査結果は、厚生労働省から別途情報提供予定。

- (8) 補助額のうち、4 (1) ~ (3) で示す機器等と一体的に使用するための情報端末 (PC、タブレット端末) について、1 台あたりの補助額は 10 万円以内とする。
- (9) 4 (1) ~ (3) において、同一年度内に複数の機種を同一の目的のために導入する場合、複数の機種への補助は認めない (補助は 1 機種限り)

(参考様式) LIFE の CSV 取込機能への対応状況確認書

ベンダー名	
介護ソフト名	
対応状況の情報掲載 URL	

出力に対応しているインターフェイスファイル（該当箇所には○）

インターフェイス項目名	全て	一部
利用者情報		
科学的介護推進情報		
科学的介護推進情報（既往歴情報）		
科学的介護推進情報（服薬情報）		
栄養・摂食嚥下情報		
口腔衛生管理情報		
口腔機能向上サービス管理情報		
生活機能チェック情報		
興味関心チェック情報		
個別機能訓練計画情報		
リハビリテーション計画書（医療介護共通部分）		
リハビリテーション計画書（介護）		
リハビリテーション会議録（様式 3 情報）		
リハビリテーションマネジメントにおけるプロセス管理票（様式 4 情報）		
生活行為向上リハビリテーション実施計画書（様式 5 情報）		
褥瘡マネジメント情報		
排せつ支援情報		
自立支援促進情報		
薬剤変更情報		
薬剤変更情報（既往歴情報）		
A D L 維持等情報		
その他情報		